

(別添)

## 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱

### (通 則)

1. 医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱  
厚生省  
労働省  
の定めるところによる。

### (交付の目的)

2. この補助金は、地域の実情に即した医療計画に基づき、離島、山村等の医療に恵まれない地域住民の医療の確保、地域住民の救急医療の確保及び医療施設の耐震診断を実施することにより安全性の向上を図ること、化学物質等による急性中毒の治療方法等に関する情報基盤の整備に要する経費を補助することにより急性中毒対策の充実を図ること、災害派遣医療チーム（D M A T）事務局の運営等に要する経費について補助することにより災害医療対策の推進を図ること、産科医療機関の運営に要する経費について補助することにより身近な地域で安心して出産できる環境整備を図ること、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第12項に規定する感染症指定医療機関の運営に要する経費について補助することにより感染症患者に対する良質かつ適切な医療の提供を図ること、医療事故などの医療安全に関する情報の収集・分析・提供事業に要する経費について補助することにより医療事故の発生予防、再発防止を図ること、診療行為に関連した死亡の調査分析を行うモデル事業に必要な経費を補助することにより死亡の因果関係及び再発防止策を総合的に検討すること、産科医療補償制度の運営に必要な経費を補助することにより安心して産科医療を受けられる環境を整備すること、治験・臨床研究基盤の整備により我が国発の革新的な医薬品・医療機器を創出するとともに最新かつ質の高い医療のエビデンスを発信すること、具体的な臨床指標を用いた医療の質の評価・公表等を推進することにより医療の質の向上等を図ること、監察医制度が適用されている一部の大都市圏を除く地域における死因究明の取組に必要な経費について補助することにより死因究明の体制作りを推進すること、外国人患者受入れ医療機関認証

制度推進のための経費を補助することにより、外国人患者を受け入れる医療機関の質を確保し、安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること、地域の状況に応じて実施される口腔保健支援センター等の事業に要する経費に補助することにより歯科口腔保健の推進を図ること、新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、研修を行う医療機関に対する専門医の養成プログラムの作成支援及び専門医に関する情報システム開発等に必要な経費を補助することにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ること、患者毎の治療内容や治療効果等を登録するデータベースを構築するための経費を補助することにより医療の質の向上を図ること、外国人患者受入れの環境整備推進のための経費を補助することにより、在留外国人や訪日外国人が安心して日本の医療が受けられる体制の推進を図ること及び、外国人医師等の研修受入を行う医療機関に対し必要な経費を補助することにより、医療の国際展開の推進を図ること並びに、医療機器開発を担う医療機関の体制の整備に必要な経費を補助することにより、国内外の医療ニーズを満たす医療機器開発の推進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

3. この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療施設運営費等補助金

① へき地保健医療対策事業等

ア. へき地医療支援機構運営事業

平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」(以下「へき地保健医療対策等実施要綱」という。)に基づき都道府県が行うへき地医療支援機構の運営事業

イ. へき地医療拠点病院運営事業(へき地医療拠点病院支援システム及びへき地診療所診療支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

(ア) 都道府県が行うへき地医療拠点病院の運営事業

(イ) 都道府県知事の指定を受けた病院の開設者が行うへき地医療拠点病院の運営事業に対して都道府県が補助する事業

ウ. へき地診療所運営事業(へき地診療所診療支援システムを含む。)

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、国庫補助を受けて設置したへき地診療所(国民健康保険直営診療所を除く。)又はへき地において当該地域(へき地診療所整備基準に定める地域)唯一の医療

機関として住民の医療確保を担当している診療所で実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行うべき地診療所の運営事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行うべき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行うべき地診療所の運営事業に対して都道府県が補助する事業

エ、 へき地巡回診療車（船）運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地巡回診療車（船）で実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う巡回診療事業
- (イ) 社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う巡回診療事業（ただし、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）
- (ウ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、（イ）に掲げる場合を除く。）厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業
- (エ) 都道府県知事の要請を受けた病院又は診療所の開設者が行う巡回診療事業に対して都道府県が補助する事業

オ、 離島巡回診療ヘリ運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う離島巡回診療ヘリ運営事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う離島巡回診療ヘリ運営事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う離島巡回診療ヘリ運営事業に対して都道府県が補助する事業

カ、 離島歯科診療班派遣事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、都道府県が行う離島歯科診療班派遣事業

キ、 へき地保健指導所運営事業

「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う保健師の駐在及び保健指導事業

- (イ) 市町村が行う保健師の駐在及び保健指導事業に対して都道府県が補助する事業
- ク. へき地患者輸送車（艇）運行事業  
「へき地保健医療対策等実施要綱」に基づき、へき地患者輸送車（艇）で実施する次の事業とする。
- (ア) 都道府県が行う患者輸送事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業
- (ウ) 都道府県知事の指定を受けたへき地医療拠点病院、へき地診療所又は都道府県知事の判断に基づき事業を実施する病院及び診療所の開設者が行う患者輸送事業に対して都道府県が補助する事業

② 救急医療体制強化事業

ア. メディカルコントロール体制強化事業

昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知「救急医療対策の整備事業について」（以下「救急医療対策事業実施要綱」という。）に基づき、都道府県が実施するメディカルコントロール体制強化事業

イ. 搬送困難事例受入医療機関支援事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業とする。

- (ア) 都道府県が行う搬送困難事例受入医療機関支援事業
- (イ) 厚生労働大臣が適当と認める者が行う搬送困難事例受入医療機関支援事業に対して都道府県が補助する事業

③ 感染症指定医療機関運営事業

ア. 特定感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第1項の規定に基づく特定感染症指定医療機関の開設者が行う、特定感染症指定医療機関の運営事業

イ. 第一種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項の規定により都道府県知事が指定した、第一種感染症指定医療機関に係る次の事業

- (ア) 都道府県が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業
- (イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第一種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

ウ. 第二種感染症指定医療機関運営事業

感染症法第38条第2項及び附則第8条第1項の規定により都道府

県知事が指定した第二種感染症指定医療機関に係る次の事業（ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る。）

- (ア) 都道府県が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業
- (イ) 感染症法第60条の規定により都道府県知事の指定を受けた設置者が行う第二種感染症指定医療機関の運営事業に対し、都道府県が補助する事業

#### ④ 医療安全推進事業

##### ア、医療事故情報収集等事業

平成16年5月25日医政発第0525008号厚生労働省医政局長通知「医療事故情報収集等事業の実施について」の別紙「医療事故情報収集等事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う医療事故に関する情報の収集・分析・提供事業

##### イ、診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

平成17年3月25日医政発第0325010号厚生労働省医政局長通知「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業の実施について」の別紙「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業実施要綱」に基づき、一般社団法人日本医療安全調査機構が行う診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

##### ウ、産科医療補償制度運営事業

平成20年5月15日医政発第0515013号厚生労働省医政局長通知「産科医療補償制度運営事業の実施について」の別紙「産科医療補償制度運営事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本医療機能評価機構が行う産科医療補償制度運営事業

#### ⑤ 災害医療対策事業等

##### ア、医療施設耐震化促進事業

平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う医療施設耐震化促進事業に対して都道府県が補助する事業

##### イ、DMA T事務局等事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センターが行うDMA T事務局等事業

##### ウ、防災訓練等参加支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う防災訓練等参加支援事業に係る調整・支援
- (イ) 市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う防災訓練等参加支援事業に対して都道府県が補助する事業

エ. DMAT活動支援事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 被災都道府県が行うDMAT活動支援事業に係る調整・支援
- (イ) 要請を受けた都道府県、市町村及び厚生労働大臣が適当と認める者が行うDMAT活動支援事業に都道府県が補助する事業

オ. DMAT訓練事業

「災害医療対策事業等実施要綱」に基づき、都道府県が行うDMAT訓練事業

⑥ 地域医療確保支援事業

産科医療機関確保事業

平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業実施要綱」に基づき、実施する次の事業

- (ア) 都道府県が行う産科医療機関確保事業
- (イ) 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会及び厚生労働大臣が適当と認める者が行う産科医療機関確保事業に対して都道府県が補助する事業

⑦ 臨床研究拠点等整備事業

ア. 臨床研究中核病院整備事業

平成23年3月30日医政発0330第15号厚生労働省医政局長通知の別紙「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」（以下、「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床研究中核病院整備事業

イ. 早期・探索的臨床試験拠点整備事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う早期・探索的臨床試験拠点整備事業

ウ. 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業

エ. 臨床試験支援機能構築事業

「臨床研究拠点等整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う臨床試験支援機能構築事業

⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業

平成22年3月24日医政発0324第22号厚生労働省医政局通知  
「医療の質の評価・公表等推進事業の実施について」の別添「医療の質の評価・公表等推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適當と認める者が行う医療の質の評価・公表等推進事業

⑨ 異状死死因究明支援事業

平成23年3月29日医政発0329第5号厚生労働省医政局長通知  
「異状死死因究明支援事業の実施について」の別紙「異状死死因究明支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が行う異状死死因究明支援事業

⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業

平成24年4月5日医政発0405第22号厚生労働省医政局長通知  
「外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の実施について」の別添「外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業実施要綱」に基づき、株式会社ニチイ学館が行う外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業

⑪ 口腔保健推進事業

ア、口腔保健支援センター設置推進事業

平成25年5月15日医政発0515第7号厚生労働省医政局長通知  
「口腔保健推進事業の実施について」（以下「口腔保健推進事業実施要綱」という。）に基づき都道府県、政令市（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づく政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区が設置する口腔保健支援センターの運営等事業

イ、歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

「口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

ウ、障害者等歯科医療技術者養成事業

「口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う障害者等歯科医療技術者養成事業

エ、医科・歯科連携等調査実証事業

「口腔保健推進事業実施要綱」に基づき都道府県、政令市及び特別区が行う医科・歯科連携等調査実証事業

⑫ 臨床効果データベース整備事業

平成26年4月1日医政発0401第23号厚生労働省医政局長通知「臨床効果データベース整備事業の実施について」の別添「臨床効果データベース整備事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う臨床効果データベース整備事業

⑬ 外国人患者受入環境整備推進事業

「医療機関における外国人患者受入環境整備推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人患者受入環境整備推進事業

⑭ 専門医認定支援事業

ア、平成26年6月20日医政発0620第6号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」（以下「専門医認定支援事業実施要綱」という。）に基づき、実施する次の事業

（ア）都道府県が行う専門医の養成プログラムの作成事業

（イ）厚生労働大臣が適当と認める者が行う専門医の養成プログラムの作成事業に対して都道府県が補助する事業

イ、専門医に関する情報システム開発等

「専門医認定支援事業実施要綱」に基づき一般社団法人日本専門医機構が行う専門医に関する情報システム開発等事業

⑮ 国産医療機器創出促進基盤整備等事業

平成26年4月21日医政発0421第1号厚生労働省医政局長通知「平成26年度国産医療機器創出促進基盤整備等事業の実施について」の別添「国産医療機器創出促進基盤整備等事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う国産医療機器創出促進基盤整備等事業

⑯ 外国人医師等研修受入推進事業

「外国人医師等研修受入推進事業実施要綱」に基づき、厚生労働大臣が適当と認める者が行う外国人医師等研修受入推進事業

## (2) 中毒情報基盤整備事業費補助金

### 中毒情報センター情報基盤整備事業

「救急医療対策事業実施要綱」に基づき、公益財団法人日本中毒情報センターが行う中毒情報センター情報基盤整備事業

#### (交付額の算定方法)

4. この補助金の交付額は、次の(1)から(17)により算出された額の合計額とする。(ただし、算出された額の合計額が医療施設運営費等補助金の予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。)

(1) へき地保健医療対策事業等の事業の交付額は、次の①から⑧により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

##### ① へき地医療支援機構運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象・経 費
担当官経費	1か所当たり次のいずれかにより算出された額  (1)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3) アの(ア) 12,548,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。 (2)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3) アの(イ)	無医地区等への巡回診療、へき地診療所、過疎地域等特定診療所（以下「へき地診療所等」という。）及び医師配置標準の特例措置の許可を受けた病院（以下「特例措置許可病院」という。）への医師派遣等の医療活動の調整等を行う担当官に必要な次に掲げる経費  報酬 給料 職員手当等 共済費 賞金 委託料

	<p>へき地医療支援機構活動年間延日数 (12月×1月当たり活動日数×1日当たり勤務時間／8時間)が</p> <p>ア 54日以上 3,849,000円</p> <p>イ 36日以上 54日未満 2,566,000円</p> <p>ウ 36日未満 1,283,000円</p> <p>(3)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3)アの(ウ) 4,276,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	
代診等担当医師経費	<p>次により算出された額 へき地医療支援機構勤務年間延日数 ×71,000円 ただし、勤務時間が8時間に満たない場合は、上記金額に勤務時間／8を乗じて得た額とする。</p>	<p>へき地診療所等及び特例措置許可病院への代診等を行うへき地医療支援機構勤務医師に必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 委託料</p>
運営経費	1か所当たり次のいず	へき地医療支援機構の運営に必要な

	<p>れかにより算出された額</p> <p>(1)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3)アの(ア) 6,801,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p> <p>(2)へき地保健医療対策等実施要綱の1(3)アの(イ) 6,050,000円 なお、事業期間が1年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。</p>	<p>次に掲げる経費</p> <p>賃金 報償費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等） 役務費（通信運搬費） 委託料 使用料及び賃借料 都道府県がへき地医療支援機構の業務を暫定的に行う場合にあっては次に掲げる経費</p> <p>報償費 旅費 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費等） 役務費（通信運搬費）</p>
協議会経費	年額 497,000円	へき地保健医療対策に関する協議会の運営に必要な次に掲げる経費 賃金 旅費（協議会出席旅費、連絡旅費） 報償費（協議会出席謝金） 役務費
事業協力経費	<p>事業協力病院1か所当たり次により算出された額の合算額</p> <p>へき地診療所等及び特例措置許可病院1か所ごとに派遣した期間が</p> <p>1. 年間9月以上 642,000円</p> <p>2. 年間6月以上9月</p>	事業協力病院に対し支払う次に掲げる経費 報償費 委託料 負担金、補助及び交付金

	未満 428,000円 3. 年間3月以上6月 未満 214,000円	
代替医師雇上経費	次により算出された額 代替医師雇上日数 ×日 額 27,000円 ただし、雇上時間が 8時間に満たない場合 は、上記金額に雇上時 間／8を乗じて得た額 とする。	事業協力病院での代替医師の雇上げ に必要な次に掲げる経費 報酬 賃金 報償費 委託料 負担金、補助及び交付金
振興経費	1県当たり年額 ・直接運営の場合 2,670,000円 ・委託運営の場合 2,884,000円	べき地に勤務しようとする医師等の 就職の紹介等事業に必要な次に掲げ る経費 賃金 旅費 需用費 役務費 委託料
ドクタープール 関係経費	登録医師一人あたり 月額 109,000円	専任担当官の指示で代診業務及び専 任担当官の補助を実施する医師を事 前に確保する事業に必要な次に掲げ る経費 手当
キャリア 形成育成 支援経費	年額 10,893,000円	べき地診療所で勤務した医師を、本 人の希望等に基づき大学や総合病院 等に派遣する事業に必要な経費 給料 職員手当等 共済費

## ② べき地医療拠点病院運営事業

### ア、都道府県が行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3  
欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する  
(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療

収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
医 療 活 動 費	1か所当たり次により算出された額の合算額  へき地医療活動経費  (1) 巡回診療等従事者経費 医 師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数  (2) 巡回診療等自動車経費 3,700円×延回数  (3) 代診医等派遣経費 医 師 61,000円×延日数 その他 25,000円×延日数	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療活動等に必要な次に掲げる経費  報酬 紹介料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費（研究費に計上したものを除く。） 需用費（医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 委託料 使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものを除く。） 原材料費

		<p>備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものを除く。）</p> <p>公課費</p>
研究費	<p>1か所当たり次に定める額</p> <p>(1) 医療活動年間延日数 150日以上 414,000円</p> <p>(2) 医療活動年間延日数 75日以上150日未満 310,000円</p> <p>(3) 医療活動年間延日数 50日以上75日未満 207,000円</p>	<p>学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p>旅 費（学会出席旅費）</p>
研修費	1回当たり 56,000円	<p>へき地診療所医師及び地域開業医師を対象とする研修、症例検討会等を実施する場合に必要な次に掲げる経費</p> <p>講師謝金</p> <p>旅費</p> <p>需用費（消耗品費及び印刷製本費）</p>
医療費	医療に要した実支出額	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <p>需用費（医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料）</p> <p>備品購入費（単価50万円未満の医療用備品に限る。）</p>
伝送装置 経 費	<p>1か所当たり次により算出された額</p> <p>静止画像等伝送装置 ア、へき地医療拠点病院診療支援システム (912,810円+76,420円)</p>	<p>静止画像等伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p>報償費（へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）</p>

	<p>×稼動月数</p> <p>イ. へき地診療所診療支援システム (456,400円 + 38,210円 ×導入へき地診療所数)</p> <p>×稼動月数</p>	<p>需用費（消耗品費、修繕料等）</p> <p>役務費（通信運搬費）</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p>備品購入費（単価50万円未満の応用器具に限る。）</p> <p>委託料（上記に掲げる経費に該当するもの。ただし、へき地医療拠点病院診療支援システムに係る経費に限る。）</p>
総合的な診療能力を有する医師育成関係経費	1か所当たり 2,253,000円	<p>総合的な診療能力を有する医師を養成する事業に必要な次に掲げる経費（指導を受ける医師に係る人件費・旅費を除く）</p> <p>報酬</p> <p>給料</p> <p>職員手当等</p> <p>共済費</p> <p>賃金</p> <p>報償費</p> <p>旅費</p> <p>需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）</p> <p>役務費（通信運搬費）</p>

### ③ へき地診療所運営事業

#### ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2（沖縄県にあっては4分の3）を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対し都道

府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2(沖縄県にあっては4分の3)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

ウ、厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対し都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1(沖縄県にあっては4分の3)を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
事務費	<p>1か所当たり次により算出された額</p> <p>(1) ア、診療日数1～129日 2,897,000円+(71,000円 ×実診療日数)</p> <p>イ、診療日数130～259日 2,897,000円+(77,000円 ×実診療日数)</p> <p>ウ、診療日数260日以上 2,897,000円+(87,000円 ×実診療日数)</p> <p>(2) 訪問看護による加算額 25,000円×訪問看護日数</p>	<p>べき地診療所の運営に必要な 次に掲げる経費</p> <p>報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 報償費 旅費(研究費に計上し たものを除く。) 需用費(研究費、医療費 及び伝送装置経費に計上 したものを見く。) 役務費(伝送装置経費に 計上したものを見く。)</p>

		<p><b>委託料</b> 使用料及び賃借料（伝送装置経費に計上したものと除く。）</p> <p><b>原材料費</b> 備品購入費（単価50万円未満の備品に限る。ただし、医療費及び伝送装置経費に計上したものと除く。）</p>
研究費	<p>1か所当たり</p> <p>(1) 診療日数 1~129日 65,000円</p> <p>(2) 診療日数 130~259日 130,000円</p> <p>(3) 診療日数 260日以上 195,000円</p>	<p>医学研究及び学会出席に必要な次に掲げる経費</p> <p><b>旅費</b>（研究旅費、学会出席旅費及び調査研究旅費）</p> <p><b>需用費</b>（医学用図書雑誌及び医学研究用材料）</p> <p><b>備品購入費</b>（単価50万円未満の研究用備品に限る。）</p>
医療費	医療に要した実支出額	<p>医療に必要な次に掲げる経費</p> <p><b>需用費</b>（医薬材料費、医療用消耗品費、医療機器修繕料）</p> <p><b>委託料</b>（診療のための検査委託料）</p> <p><b>備品購入費</b>（単価50万円未満の医療用備品に限る。）</p>
伝送装置経費	<p>1か所当たり次により算出された額</p> <p>(1) ファクシミリ 37,290円×稼動月数 ただし、導入初年度にあっては45,450円を加算する。</p> <p>(2) 静止画像等伝送装置 297,430円×稼動月数</p>	<p>伝送装置の導入及び維持運営に必要な次に掲げる経費</p> <p><b>需用費</b>（消耗品費、修繕料等）</p> <p><b>役務費</b>（通信運搬費）</p> <p>使用料及び賃借料</p> <p><b>備品購入費</b>（単価50万円未満の庁用器具に限る。）</p>

④ へき地巡回診療車（船）運営事業

ア、都道府県が行う事業及び社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会が巡回診療船により行う事業については、巡回診療を二以上の都道府県の区域にわたって行う場合に限る。）

（ア）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会（ただし、アに掲げる場合を除く。）、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ、病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

（ア）次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

（イ）（ア）により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額		2. 対 象 経 費	
巡回診療実施日数×次に定める単価		へき地巡回診療車(船)又は歯科巡回診療車の運営に必要な次に掲げる経費	
区 分	単 価(円)	報 酬	
巡回 診 療 車	58,000	給 料	
歯科巡回診療車	63,000	職員手当等	
巡回 診 療 船	厚生労働大臣に協議して定めた額	共 济 費	
		賃 金	

	旅 費
	報償費
	需用費（消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料）
	役務費
	委託料

⑤ 離島巡回診療ヘリ運営事業

ア、都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

ウ、厚生労働大臣が適当と認める者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
----------	------------

1 事業あたり次により算出された額  巡回診療実施日数×1,210,000円	離島巡回診療ヘリの運営に必要な次に掲げる経費  報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 報償費 賃借料 需用費（消耗品費、医薬材料費、燃料費、修繕料） 役務費 委託料
--	---

#### ⑥ 離島歯科診療班派遣事業

- ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ、アにより選定された額から診療収入額を控除した額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
診療班1班当たり次に定める単価 (1) 遠隔型離島 782,000円 (2) 近接型離島 141,000円	離島への歯科診療班の派遣に必要な次に掲げる経費  報酬 給料 職員手当等 賃金 旅費 報償費 需用費（消耗品費、医薬材料費、燃料費、印刷製本費、修繕料） 委託料
ただし、派遣日数は次のとおりとする。 (1) 遠隔型 8日間以上 (2) 近接型 2日間以上	

⑦ へき地保健指導所運営事業

ア、都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ、都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 領	3. 対 象 経 費				
給 与 費	<p>次により算出された額の合算額</p> <p>(1) 職員基本給等 1か所当たり 4,641,000円 ただし、新設のへき地保健指導所にあっては、上記金額に稼動月数／12を乗じて得た額とする。</p> <p>(2) 寒冷地手当 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第2条の規定により算出した額 ただし、同条第4項に定める基準額については、1人当たりそれぞれ次に定める額とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>級地区分</td><td>単 価（円）</td></tr> <tr> <td>1級地</td><td>10,340</td></tr> </table>	級地区分	単 価（円）	1級地	10,340	<p>へき地保健指導所に駐在する保健師に支給するために必要な次に掲げる経費</p> <p>給 料 職員手当等 特別手当（期末勤勉手当） 特地勤務手当（へき地手当） 寒冷地手当 共 濟 費 賃 金（育児休業代替保健師の雇上げに要する場合に限る。）</p>
級地区分	単 価（円）					
1級地	10,340					

	2級地 3級地 4級地	8,800 8,600 7,360	
保健指導 事業費	1か所当たり  ただし、新設のへき地保健指導所にあっては、上記金額に稼動月数／12を乗じて得た額とする。	342,000円	保健指導所の運営及び保健指導に必要な次に掲げる経費  旅 費 需用費（伝送装置経費に計上したものを除く。） 役務費（伝送装置経費に計上したものを除く。）
伝送装置 経 費	1か所当たり次により算出された額  8,700円 + 2,390円 × 稼動月数 ただし、導入初年度にあっては、40,000円を加算する。		伝送装置の維持運営に必要な次に掲げる経費  需用費（消耗品費、修繕料等） 役務費（通信運搬費） 備品購入費（単価50万円未満の伝送装置用の庁用器具に限る。）

### ⑧ へき地患者輸送車（艇）運行事業

#### ア、都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを事業者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

ウ、病院又は診療所の開設者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを開設者ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額から患者負担額を控除した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所あたり次により算出された額	べき地患者輸送車(艇)の運行に必要な次に掲げる経費
(1) 患者輸送車 1か所当たり 700,000円	報酬 給料 職員手当等 共済費 賃金 旅費 報償費 賃借料 需用費(消耗品費、燃料費、修繕料) 役務費 委託料
(2) 患者輸送艇 1か所当たり 1,300,000円	

(2) 救急医療体制強化事業の交付額は、次の①から②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① メディカルコントロール体制強化事業

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所あたり 43,925千円	<p>メディカルコントロール体制強化事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 報酬 2. 紹介料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 諸謝金 7. 報償費 8. 需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費等） 9. 役務費（損害保険料） 10. 通信運搬費 11. 備品購入費 12. 使用料及び賃借料 13. 旅費 14. 広報経費 15. 研修費 16. 委託料</p>

② 搬送困難事例受入医療機関支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から診療報酬及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない

方の額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
必ず救急患者を受け入れる受入医療機関	<p>1都道府県あたり、 131,818千円</p> <p>※但し、1医療機関に対する基準額は、38,770千円を超えてはならない。</p> <p>※対象となる医療機関について、都道府県が実施する事業、都道府県が補助する事業で混在する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が実施する事業 上記基準額×都道府県が実施事業の対象となる医療機関数／全対象医療機関数</li> <li>・都道府県が補助する事業 上記基準額×都道府県が補助する事業の対象となる医療機関数／全対象医療機関数</li> </ul> <p>でそれぞれ算出</p>	<p>1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 諸謝金 7. 報償費 8. 需用費 9. 役務費 10. 通信運搬費 11. 医療機器等備品購入費 12. 使用料及び賃借料 13. 旅費 14. 自動車維持費 15. 空床確保経費</p>
一時的であっても救急患者を受け入れる受入医療機関	<p>1都道府県あたり、 42,911千円</p> <p>※但し、1医療機関に対する基準額は、12,621千円を超えてはならない。</p> <p>※対象となる医療機関について、都道府県が実施する事業、都道府県が補助する事業で混在する場合は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県が実施する事業 上記基準額×都道府県が行う事業の対象となる医療機関数／全対象医療機関数</li> <li>・都道府県が補助する事業 上記基準額×都道府県が補助する事業の対象となる医療機関数／全対象医療機関数</li> </ul>	<p>1. 報酬 2. 給料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃金 6. 諸謝金 7. 報償費 8. 需用費 9. 役務費 10. 通信運搬費 11. 医療機器等備品購入費 12. 使用料及び賃借料 13. 旅費 14. 自動車維持費</p>

	でそれぞれ算出	
--	---------	--

(3) 災害医療対策事業等の事業の交付額は次の①から⑤により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療施設耐震化促進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に3分の2を乗じて得た額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
3,000千円	医療施設の耐震診断に必要な請負費

②. DMA T事務局等事業

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより種目ごとに選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種 目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
DMA T事務局事業	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 53,380千円	DMA T事務局の運営に必要な次に掲げる経費 1. 報 酬 2. 給 料 3. 職員手当等 4. 法定福利費 5. 賃 金 6. 報償費（謝金） 7. 旅 費 8. 需用費（消耗品費、印刷 製本費）
	独立行政法人国立病院機構大阪医療センター 14,359千円	

		9. 使用料及び賃借料（会場 借料等） 10. 役務費（通信運搬費等） 11. 備品購入費
災害医療調査ヘリ コプター運営事業	厚生労働大臣が必要 と認めた額	災害医療調査ヘリコプターの運 営に必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬 材料費、医療用消耗品費、 燃料費、食料費） 4. 役務費（通信運搬費）

③ 防災訓練等参加支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	国の主催する総合防災訓練に参加する ために必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 需用費（燃料費） 3. 使用料及び賃借料

④ D M A T活動支援事業

ア. 都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	被災地に出動したD.M.A.Tの活動に必要な次に掲げる経費 1. 旅 費 2. 賃借料 3. 需用費（消耗品費、医薬材料費、医療用消耗品費、燃料費、食料費） 4. 役務費（通信運搬費）

⑤ D.M.A.T訓練事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
625千円	D.M.A.T訓練事業に必要な次に掲げる経費 1. 報償費（謝金） 2. 旅 費 3. 需用費（消耗品費、印刷製本費） 4. 役務費（通信運搬費） 5. 使用料及び賃借料（会場借料等）

(4) 地域医療確保支援事業の交付額は、次より算出された額の合計額とする。た

だし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

#### 産科医療機関確保事業

##### ア、都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

##### イ、都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から産科部門の収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり	産科医療機関確保事業に必要な次に掲げる経費
(1) 分娩取扱期間 年間9月以上 22,810千円	1. 報 酬
(2) 分娩取扱期間 年間6月以上 9月末満 15,207千円	2. 給 料
(3) 分娩取扱期間 年間6月末満 7,603千円	3. 職員手当等
(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。	4. 法定福利費
	5. 報償費（謝金）

(5) 感染症指定医療機関運営事業の交付額は、次の①から③により算出された額の合計額とする。ただし、医療機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

##### ① 特定感染症指定医療機関運営事業

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>次により算出された額を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p> <p>1床当たり年額7,714千円</p> <p>ただし、希少感染症治療薬、保管機材等購入費として49,947千円を加算する。</p>	<p>特定感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）</li> <li>2. 役務費（通信運搬費、手数料等）</li> <li>3. 委託料</li> <li>4. 使用料及び賃借料</li> <li>5. 材料費</li> <li>6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）</li> </ol>

## ② 第一種感染症指定医療機関運営事業

### ア、都道府県の行う事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

### イ、都道府県が補助する事業

- (ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
<p>1床当たりの年額4,629千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。</p>	<p>第一種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等）</li> </ol>

	2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）
--	---

③ 第二種感染症指定医療機関運営事業

ア. 都道府県の行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ. 都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを医療機関ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを医療機関ごとに比較してもっとも少ない額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1床当たりの年額1,543千円を限度として厚生労働大臣の認めた額とする。	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な次に掲げる経費 1. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕費等） 2. 役務費（通信運搬費、手数料等） 3. 委託料 4. 使用料及び賃借料 5. 材料費 6. 備品購入費（単価50万円（民間団体にあっては30万円）未満の備品に限る。）

(6) 医療安全推進事業の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 医療事故情報収集等事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
82,298千円	医療事故情報収集等の事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、賃借料、会議費、雜役務費、委託料

② 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
120,736千円	診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、解剖及び文書料、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水費、使用料及び賃借料、会議費、雜役務費

③ 産科医療補償制度運営事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額

とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
73,042千円	産科医療補償制度運営事業に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、雜役務費

(7) 臨床研究拠点等整備事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、機関ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 臨床研究中核病院整備事業

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	臨床研究中核病院整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 報償費（謝金） 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5. 役務費 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料（上記1から6に掲げる経費に該当するもの。） 8. 医療機器等の備品購入費 9. 医療機器等の設置に要する工事

	<p>費又は工事請負費</p> <p>※ただし、8及び9の経費については、平成25年度補正予算からの繰越分のみ対象経費とし、平成26年度当初予算による申請分は対象外経費とする。</p>
--	--

## ② 早期・探索的臨床試験拠点整備事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	<p>早期・探索的臨床試験拠点整備事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）</p> <p>2. 報償費（謝金）</p> <p>3. 旅費</p> <p>4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）</p> <p>5. 役務費（通信運搬費、雑役務費）</p> <p>6. 使用料及び賃借料</p> <p>7. 委託料（上記1から6に掲げる経費に該当するもの。）</p> <p>8. 医療機器等の備品購入費</p> <p>9. 医療機器等の設置に要する工事費又は工事請負費</p> <p>※ただし、8及び9の経費については、平成25年度補正予算からの繰越分のみ対象経費とし、平成26年度当初予算による申請分は対象外経費とする。</p>

③ 日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	日本主導型グローバル臨床研究体制整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費 9. 委託料（上記1から8に掲げる経費に該当するもの。）

④ 臨床試験支援機能構築事業

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
厚生労働大臣が必要と認めた額	臨床試験支援機能構築事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費

	5. 需用費（印刷製本費、会議費） 6. 役務費（通信運搬費） 7. 使用料及び賃借料
--	---

(8) 医療の質の評価・公表等推進事業の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1団体当たり 12,821千円	<p>医療の質の評価・公表等推進事業に必要な次に掲げる経費</p> <p>1. 人件費（非常勤職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）</p>

(9) 異状死死因究明支援事業の交付額は次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額に2分の1を乗じて得た額と第1欄に定める基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり 4,073千円	<p>異状死死因究明支援事業に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 賃金</li> <li>2. 報償費（謝金）</li> <li>3. 旅費</li> <li>4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）</li> <li>5. 役務費（通信運搬費、解剖経費、死亡時画像診断経費）</li> <li>6. 備品購入費</li> <li>7. 委託料（上記1～6に掲げる経費に該当するもの）</li> </ol>

- (10) 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。
- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
10,268千円	<p>外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業に必要な次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 人件費（職員給与費、法定福利費）</li> <li>2. 賃金</li> <li>3. 報償費（謝金）</li> <li>4. 旅費</li> <li>5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）</li> <li>6. 役務費（通信運搬費、雑役務費）</li> <li>7. 使用料及び賃借料</li> <li>8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの。）</li> </ol>

(11) 口腔保健推進事業の交付額は、次の①から④により算出された額の合計額とする。ただし、各事業のそれぞれの事業者ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 口腔保健支援センター設置推進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
6,827千円	口腔保健支援センターの運営に必要な次に掲げる経費 給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、賃金、諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）

② 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
3,803千円	歯科保健医療サービス提供困難者への歯科保健医療推進事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（前記に掲げる経費に該当するもの。）

③ 障害者等歯科医療技術者養成事業

ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1,559千円	障害者等歯科医療技術者養成事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、委託料（前記に掲げる経費に該当するもの。）

④ 医科・歯科連携等調査実証事業

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1,165千円	医科・歯科連携等調査実証事業に必要な次に掲げる経費 諸謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（前記に掲げる経費に該当するもの。）

(12) 臨床効果データベース整備事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- ア. 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり 71,800千円	臨床効果データベース整備事業に必要な次に掲げる経費 1. 人件費 2. 備品購入費 3. 委託費（上記1、2に掲げる経費に該当するもの）

(13) 外国人患者受入環境整備推進事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア. 次の表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ. アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 種目	2. 基 準 額	3. 対 象 経 費
「医療機関における外国人患者受入環境整備事業実施要綱」3の(1)～(4)の事業	126,190千円	間接補助事業に要する経費
「医療機関における外国人患者受入環境整備事業実施要綱」3の(5)～(7)の事業	20,312千円	1. 人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水料） 6. 役務費（通信運搬費、雑役務費） 7. 使用料及び賃借料 8. 委託料（上記1から7に掲げる経費に該当するもの）

(14) 専門医認定支援事業の交付額は、次の①及び②により算出された額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

① 専門医の養成プログラムの作成事業

ア、都道府県が行う事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

イ、都道府県が補助する事業

(ア) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(ウ) (イ)により選定された額に2分の1を乗じて得た額と、都道府県が補助する額((イ)により選定された額の2分の2から2分の1の範囲内とする。)とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり 3,269千円	専門医の養成プログラムの作成に必要な次に掲げる経費 1. 養成プログラム作成者にかかる謝金、人件費、諸手当 2. 賃金(養成プログラム作成者の補助者雇上経費) 3. 旅費

②専門医に関する情報システム開発等

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
124,002千円	専門医に関する情報システム開発等に必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 諸謝金

	3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 使用料及び賃借料 7. 委託料
--	---

(15) 国産医療機器創出促進基盤整備等事業の交付額は次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり 7,996千円	国産医療機器創出促進基盤整備等事業に必要な次に掲げる経費 1. 報償費（謝金） 2. 旅費 3. 需用費（印刷製本費、会議費） 4. 役務費（通信運搬費、雑役務費） 5. 借料及び損料

(16) 外国人医師等研修受入推進事業の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を算定する。

イ、アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
1か所当たり 12,623千円	外国人医師等研修受入推進事業に必要な経費

	1. 人件費（職員給与費、法定福利費等） 2. 賃金 3. 報償費（謝金） 4. 旅費 5. 需用費（消耗品費、印刷製本費）
--	--

(17) 中毒情報センター情報基盤整備事業の交付額は、次により算出するものとする。  
だし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切捨てるものとする。

ア、次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ、アによる選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基 準 額	2. 対 象 経 費
14,995千円	中毒情報センターの情報基盤整備及び24時間体制で医師を確保するために必要な次に掲げる経費 1. 賃金 2. 報償費 3. 旅費 4. 需用費（消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費等） 5. 役務費（通信運搬費） 6. 委託費（集計及び入力のための委託費） 7. 使用料及び賃借料 8. 備品購入費

（交付決定の下限）

5. 3の事業について、4により施設（地区等）ごとに算出された額が、別表に掲げる額に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

(別 表)

事業名	下限額
(1) 医療施設運営費等補助金	千円
① へき地保健医療対策事業等	
ア、へき地医療支援機構運営事業	372
キ、へき地保健指導所運営事業	205
③ 感染症指定医療機関運営事業	42
⑤ 災害医療対策事業等	
ア、医療施設耐震化促進事業	150

(交付の条件)

6. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 3に掲げる事業のうち医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金間の事業に要する経費の配分の変更はしてはならないものとする。さらに、医療施設運営費等補助金については、別表に掲げる区分間の事業に要する経費の配分の変更をしてはならないものとする。

(別 表)

区分	事業名
医療提供体制確保対策費	① へき地保健医療対策事業等 ② 救急医療体制強化事業 ⑤ 災害医療対策事業等 ⑥ 地域医療確保支援事業 ⑧ 医療の質の評価・公表等推進事業 ⑩ 外国人患者受入に資する医療機関認証制度推進事業 ⑪ 口腔保健推進事業 ⑫ 臨床効果データベース整備事業 ⑬ 外国人患者受入環境整備推進事業 ⑭ 専門医認定支援事業 ⑯ 外国人医師等研修受入推進事業
感染症対策費	③ 感染症指定医療機関運営事業
医療安全確保推進費	④ 医療安全推進事業 ⑨ 異状死死因究明支援事業
医薬品等研究開発推進費	⑦ 臨床研究拠点等整備事業

(15) 国産医療機器創出促進基盤整備等事業

- (2) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (5) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合にはその収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。
- ア、補助事業者が地方公共団体の場合  
補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- イ、補助事業者が地方公共団体以外の場合  
事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第14号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならぬ。  
なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一社、

一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (11) 都道府県及び3の(1)の⑬の事業を実施する者は、国から概算払により間接補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」と読み替えるものとする。
- (13) 都道府県は、3の(1)のアの事業を行う場合に、補助金を交付するものについては、(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」と読み替えるものとする。
- (14) 3の(1)の⑬の事業を実施する者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(10)に掲げる条件を付さなければならない。この場合において(2)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣」とあるのは「3の(1)の⑬の事業を実施する者の長」、「国庫」とあるのは「3の(1)の⑬の事業を実施する者」と、(6)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「3の(1)の⑬の事業を実施する者の長の承認」と(10)中「第14号様式」とあるのは、「第15号様式」と読み替えるものとする。
- (15) (12)又は(13)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (16) (14)により付した条件に基づき3の(1)の⑬の事業を実施する者の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (17) 間接補助事業者又は(13)により補助金の交付を受けた者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させことがある。

(18) 補助事業者が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人であって国が所管するものである場合、この補助金に係る支出明細書を第16号様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。

（申請手続）

7. この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(1)の①のエ、③のア、⑦、⑧、⑪、⑫、⑯及び⑰の事業

ア. 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものである。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ. ア以外の場合

補助事業者は、第2号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う3の(2)の事業

公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、第3号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(3) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のアの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の1様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う3の(1)の④のウの事業

公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、第4号の2様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(5) 一般社団法人日本医療安全調査機構が行う3の(1)の④のイの事業

一般社団法人日本医療安全調査機構理事長は、第5号様式による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものと

する。

- (6) 独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び独立行政法人国立病院機構  
大阪医療センターが行う 3 の (1) の⑤のイの事業  
独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長及び独立行政法人国立病院機  
構大阪医療センター院長は、第 6 号様式による申請書に関係書類を添えて、每  
年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (7) 株式会社ニチイ学館が行う 3 の (1) の⑩の事業  
株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、第 17 号様式による申請書に関係書  
類を添えて、毎年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (8) 一般社団法人日本専門医機構が行う 3 の (1) の⑭のイの事業  
一般社団法人日本専門医機構理事長は、第 19 号様式による申請書に関係書  
類を添えて、毎年度 6 月 30 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (9) (1) から (8) まで以外の事業  
都道府県知事は、第 7 号様式による申請書に関係書類を添えて、毎年度 6 月  
30 日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8. この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付  
申請等を行う場合には、7 に定める申請手続に従い、毎年度 1 月 20 日までに  
行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9. この補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項に基づき、  
補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府  
県知事は、7 の (1) のア若しくは 8 による申請書が到達した日から起算し  
て原則として 1 月以内に厚生労働大臣に提出するものとし、厚生労働大臣は、  
都道府県知事から申請書が到達した日から原則として 1 月以内に交付の決定  
(変更交付決定を含む。) を行うものとする。
- (2) (1) 以外の場合、厚生労働大臣は、7 の (1) のイ、(2) から (9) 若  
しくは 8 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 月以内に交付の決  
定(変更交付決定を含む。) を行うものとする。

(補助金の概算払)

10. 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額  
の範囲内において概算払をことができる。

(実績報告)

11. この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。
  - (1) 都道府県以外が行う 3 の (1) の①のエ、③のア、⑦、⑧、⑪、⑫、⑬、⑮ 及び⑯の事業
    - ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合
      - (ア) 補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。
      - (イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。
    - イ ア以外の場合  
補助事業者は、当該年度の事業が完了したときは、第8号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。
  - (2) 公益財団法人日本中毒情報センターが行う 3 (2) の事業  
公益財団法人日本中毒情報センター理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第9号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出するものとする。
  - (3) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う 3 の (1) の④のアの事業  
公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の1様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。
  - (4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う 3 の (1) の④のウの事業  
公益財団法人日本医療機能評価機構理事長は、当該年度の事業が完了したときは、第10号の2様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日(6の(4)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日)までに厚生労働大臣に報告するものとする。
  - (5) 一般社団法人日本医療安全調査機構が行う 3 の (1) の④のイの事業  
一般社団法人日本医療安全調査機構理事長は、当該年度の事業が完了したと

きは、第11号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（6）独立行政法人国立病院機構災害医療センター及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センターが行う3の（1）の⑤のイの事業

独立行政法人国立病院機構災害医療センター院長及び独立行政法人国立病院機構大阪医療センター院長は、当該年度の事業が完了したときは、第12号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（7）株式会社ニチイ学館が行う3の（1）の⑩の事業

株式会社ニチイ学館代表取締役社長は、当該年度の事業が完了したとき、第18号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（8）一般社団法人日本専門医機構が行う3の（1）の⑭のイの事業

一般社団法人日本専門医機構理事長は、当該年度の事業が完了したとき、第20号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に報告するものとする。

（9）（1）から（8）まで以外の事業

都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、第13号様式による報告書に関係書類を添えて、翌年度4月10日（6の（4）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）までに厚生労働大臣に提出するものとする

（補助金の返還）

12. 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（間接補助金の交付規程の承認）

13. 3の（1）の⑬の事業を実施する者は、補助事業の開始前に、補助事業を本交付要綱における規程に従い行うために、間接補助金の交付の手続き等について交付規程を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。

(その他)

14. 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。